

# 松前町不妊検査費補助金について

県・市町連携事業

えひめ人口減少対策交付金を活用し、愛媛県と連携して実施します。  
夫婦で受けた不妊検査の費用を補助する制度です。

「不妊症の判断のために行った検査」が対象です。  
すでに診断されている場合は対象になりません。

## 《対象となる夫婦》 全てに該当することが必要です

- どちらかが松前町に住民票がある夫婦
- 不妊検査開始日に妻が43歳未満である夫婦
- 夫婦において、人工授精、体外受精又は顕微授精を受けたことがない夫婦
- 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にある者は、不妊治療後に出生した子どもの認知を行う意向がある
- 他の自治体から同様の補助金の交付を受けていない夫婦
- 町税を滞納していない夫婦



## 《対象となる不妊検査》

- 令和5年4月1日以降の1年以内の期間に夫婦が共に受けた不妊検査
- 医師が不妊症の診断のために必要と認めた不妊検査

不妊治療、不育症の治療のための検査及び婦人科検診は含みません。

(例) 不妊検査開始日が令和5年6月1日の場合



令和6年5月31日までの夫婦の不妊検査が対象

## 《補助金の額と回数》

- 夫 15,000円
  - 妻 15,000円
- 1組の夫婦につき、1回限りです。

医療保険法の規定による給付が行われるものを除きます。

食事代や個室使用料、文書料については対象外です。

手続きについては裏面をご覧ください。

\*申請についても1回限りとなります。夫婦分を一緒に申請してください。

## 《交付申請に必要な書類》

- 不妊検査費補助金交付申請書兼請求書
- 不妊検査受検証明書
- 不妊検査を実施した医療機関が発行した領収書
- 町税の納税状況確認同意書

書類は、ホームページに掲載しています。

子育て支援課 子育て世代包括支援センター係（はぐはぐ）の窓口にもあります。

不妊検査受検証明書は、主治医が記入する書類です。

## 《交付申請の流れ》

松前町 子育て世代包括支援センター係 はぐはぐの窓口に必要な書類を提出

↓（審査）

不妊検査費補助金交付決定通知書で、審査の結果を通知

↓

適当と認められた場合は、申請者が指定する金融機関などの口座へ補助金を交付



## 問い合わせ先

- 《住所》 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階  
松前町 子育て世代包括支援センター係（はぐはぐ）
- 《電話番号》 089-985-4189
- 《開所時間》 月～土曜日 8:30～17:15(日・祝日・年末年始は閉所)

提出された書類に虚偽の記載があったり、補助金の申請について不正があったりした場合は、交付決定を取り消すことがあります。